

令和6年度「生徒向け昼食販売」仕様書

三重県立桑名北高等学校

1 販売方法

販売は、「弁当等ご飯類販売」の販売事業者2業者が隔週で行うことを基本とします。

2 履行期間

令和6年4月9日から令和7年3月19日までの期間中で学校が指定する日。

3 販売物品

- 1 販売する生徒向け昼食の内容は、生徒が通常の昼食用に消費するのに相応しいものであることを考慮して、学校が指示する販売基準を満たす範囲内で適宜定めるものとします。

《 生 徒 向 け 昼 食 販 売 基 準 》

- (1) 販売する昼食は、原則手作りの商品とします。
- (2) カロリー等を考慮し、昼食として相応しい内容・量とします。
お菓子、プリン・ゼリー、アイスクリーム、炭酸飲料などは、相応しくないと判断します。
- (3) 販売価格は、生徒が購入しやすい価格帯としてください。
100円から380円程度を目安としてください。
- (4) ゴミ対策を考慮した販売体制とします。
本校では、地域と連携した環境活動に学校を挙げて取り組んでいます。
この活動の趣旨に賛同し、昼食販売にあたっては、過剰包装は避け、
責任を持って、ゴミ回収に努めてください。
また、うどんやラーメンなど、ゴミや残り汁等を発生させるものの
販売は控えてください。

- 2 販売する生徒向け昼食に対し、学校が相応しくないと判断し伝えたときは、その昼食の販売を中止することとします。
- 3 特別な事情がない限り、販売する昼食の価格は、1年間に変更しないものとします。
- 4 用意した昼食（商品）に余剰を生じた場合は、販売事業者の責任で措置していただきます。

4 販売時間

生徒の昼食休憩時間（販売時間厳守）

通常の場合	12時45分	から	13時05分	まで
短縮時間割の場合	12時25分	から	12時45分	まで
その他特別の場合	あらかじめ指示した時間			

5 販売中止や販売時間の変更

学校行事等での販売中止や販売時間の変更は、基本的に前日の13時00分までに連絡します。（その中止や時間変更での対応とします。）

6 販売事業者の責任

- 1 昼食の販売に際して、生徒との間でトラブル等が発生した場合は、販売事業者の責任において、これを処理するものとします。
特に、金品受渡し時の不正等を起こさないよう、複数人で販売するなど販売方法を工夫してください。
- 2 販売する昼食については、ごみ対策を考慮しつつ学校教育現場に相応しい対応を行っていただくなど環境への負荷を少なくするよう努めてください。

7 不測の事態

- 1 履行期間中に予測のできない事故等により、販売業務の継続が不可能になった場合には、販売事業者は学校に申し出て販売業務を中止することができます。
- 2 台風等不測の事態で販売中止となった場合において、未販売の昼食（商品）の処分は、販売事業者の責任で行っていただきます。